

鳩山由紀夫前首相の辞任を受けて、6月8日に菅直人新内閣が発足した。首相の首をすげ替えただけで胴体はそのままほとんどの大臣が横滑りしていたことは一安心である。

しかし、それぞれの大臣が大臣就任以前に掲げてきたそれぞれの政治信条を自らが大臣に就任している期間に政治生命をかけて実現してほしい。大臣の権限は絶対であり、一義員で活動していたときに比べはるかに強大な権限を有している。

もし、これまでに主張してきた政策を大臣就任期間に一歩も二歩も進めないで辞任することになれば、それ以降の政治活動は一切控えるべきである。それは政治家が自ら公言したことについて本気で取り組む姿勢がないことの証左であり、政治不信を招くことになる。特別会計の改革、日米安保の見直し、死刑制度廃止、選択的夫婦別姓制度導入、拉致問題解決など、大臣の本気度が疑われる現在の進捗状況はいかがであるのか。

国交省主管の「建築基準法の見直しに関する検討会」は委員の意見表明が終わり、そろそろ結論を出す段階になっている。

「性悪説」に基づく規制強化の改正建築基準法のままでは二進も三進も行かず、かといって無責任体質そのままの元の建築基準法に戻すわけにも行かず、新たな地平を模索しなくてはならず、この様相は、菅新首相がかつての公共工事頼みでも小泉改革の新自由主義路線でもない「第三の道」を選択している状況と同様に舵取りが難しい。

検討会では建築生産者・建築士、確認審査機関・行政、クライアント・消費者、研究

建築基準法の「第三の道」



江原幸志

者のそれぞれ立場から現状の問題点と改善策の意見が述べられた。どの項目についても立場の違いで相反する意見がでてきて、これらの意見を総合的に俯瞰し、落としどころを見つけるのは大変難しい。誰が采配を振るうのか、誰に決定権があるのかによって、どんな結論もあり得る。建物の安全・安心の確保と経済の運営を両立させて、持続可能な建築行政を行ってほしい。

検討会を傍聴して特に看過できなかったのが、この誌面において第4回検討会で発表された齋藤拓生委員の意見には建築生産者の立場から異論を申し上げておきたい。

齋藤氏の主張のように「建築物の安全性について最低基準である建築基準法令の遵守を実現する」ことについては誰も異論はないであろう。しかし、そのために建築確認の手続きが大幅に遅延することも、経済が停滞することを厭わないという論は承伏し難い。

弁護士はクライアントの権利を守れば現実の経済社会がどうであろうと構わないという姿勢で仕事をしているという誤解を与えることにならないであろうか。

検討会の中で建築生産者側の意見として、2007年の建築基準法改正によって建築生産の仕組みや確認審査の期間を大幅に変更せられ、それによってクライアントがどれほどの被害を被ったのかが述べられた。

さらに建築生産が停滞することによって、多くの倒産を招き、失業者を増やし、自殺者を増加させたのか。建築生産者がどれだけ誇りを傷つけられ、やり甲斐を喪失させられたのか。建築に熱い思いを抱いた

若者の将来の夢を砕き、建築生産の担い手を不足させる事態を招いたか。齋藤氏の主張には、これらについての想像力も知ろうとする努力もまったく持ち合わせていないことに大変失望した。

齋藤氏が紹介するような深刻な事例は、建築生産の現場のどのくらいの割合で起こる事例なのであろうか。日本全体の経済活動に深く関わる建築行政の問題を検討する上で、一部のこころない生産者を基準に制度設計を構築することの危険性をどのように認識しているのであろうか。

欠陥建築物が生じる背景・原因についての説明では、施工者、建築士、行政にすべて責任を負わせ、「性悪説」に立脚することを強いている。ここでもまた多くの生産者が持つ良心や誇り、対価を支払われない生産者の立場、発注者(消費者)が安全確保に支払う費用の出し惜しみについては目をつむったままである。

罰則強化や規制強化による生産者の意欲を減退させる方法で問題解決を図ろうとすれば一時的には消費者保護に寄与するよう見えるが、長い目で見れば消費者にとって大きな損失を招くことは容易に想像できる。喜んで安全な建物を建てようとする生産者の意欲をかきたてるような誘導策を講じる方が有効であるという発想がまったくない。生産の現場を知らない者の陥穽であろうか。

齋藤氏の掲げる「欠陥建築物の発生を防止するための方策」について個々に意見を述べたいところだが、紙面の都合上割愛する。

その代わりに日弁連が提唱する「(仮称)住宅検査官制度」について意見を述べておきたい。

まず、民間審査機関が行う確認審査が信用できないために、行政に近いところに検査官を置くということについては、検査官は建築主事から委託ということで独立行政法人のようところに委託すると思われる。民主党政権で事業仕分けが行われている中、民間より独立行政法人の方がより信頼性が高いという保証がどのように担保されるかの根拠がない。

日弁連がお手本にする米国の住宅検査官制度において、検査官事務所は今では独立採算性になっており、行政機関だからと言って信頼性が高いという保証はない。タートル・ベイのクレーン倒壊事故で検査員が逮捕されたような事例もある。

日本では、民間審査機関は行政処分による業務停止を恐れるため、報告義務も遂行し、研修も規定通りに行っている。民間会社の資本がどこに依拠しているかということだけで民間審査機関の審査が甘いというのは根拠に乏しい。日弁連では是非検証してほしい。

検査費用については、米国では新築時には税金を含めて建設費の1割を住宅・建築の検査費用に充てている。

日本の性能表示制度では審査料と審査書類の作成費用を併せて30～50万円程度であろう。腰溜めの数字で恐縮だが、米国では日本の2倍くらいの費用を検査費用に充てている。

日弁連では受益者負担ということでその費用は施主が支払うことにしている。国を挙げて性能表示制度の普及を図っているが、実施率が低迷している。これは消費者が安心のために費用をそこまで負担したいと思っていないことを表している。

日弁連は、この制度を義務化することを消費者が望んでいると信じているのであろうか。検査官制度という新たな制度を創設するより、現行の性能表示制度を普及させる方がより賢明だという判断には至らないのであろうか。

民主党の連立政権を選択した日本では、「性悪説」に基づく規制強化は馴染まない。山岸俊男教授が「安心社会から信頼社会へ—日本型システムの行方」の中で述べているように信頼社会を構築する方が社会的コストも抑えられ、より健全な社会を実現できる。建築基準法の再改正に続く、建築基本法では、違反者をいたづらに増やしてしまう悪法ではなく、健全社会の実現と持続可能な建築行政が営まれる新法が望まれる。

えはら・こういち | 木の建築設計
1962年東京都生まれ。1987年東京理科大学建築学科卒業。1996年木の建築設計設立